

平成19年2月2日
国土交通省中部地方整備局

お 知 ら せ

1. 件 名：関西電力㈱の水利使用に係る報告徴収について
2. 概 要： 本年1月31日に関西電力㈱からの申し出があり、大井発電所の水利使用規則に定められた報告データのうち、和田川集水用取水口からの取水量について、平成16年に許可量を超える取水がありながら許可量を超えない値を記載して報告が行われていたことが判明しました。
このため、本日、河川法第78条第1項に基づき、
 - ①本事案の経緯等の詳細及び再発防止策
 - ②本事案及び本日までに報告のあった法手続き及び報告データに係る不適切事案の他に、報告データ又は法手続きの不適切な取扱いがあった案件がないかについて、本年2月14日を期限として報告徴収を行うこととしましたので、お知らせします。
3. 参考資料：位置図
4. 同時配布：この資料は中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブに同時配布しています。
5. 問合せ先：国土交通省中部地方整備局河川部
広域水管理官 TEL 052-953-8146
水政課長 TEL 052-953-8146
河川管理課長 TEL 052-953-8155

和田川えん堤(集水用取水口)位置図 (岐阜県中津川市)



和田川えん堤(集水用取水口)

